



2022年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社フェイス
代 表 者 名 代表取締役社長 平 澤 創
(コード番号 4295 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員
最高財務責任者 鈴木千佳代
T E L (03)5464-7633(代表)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、株主1名より、2022年6月24日開催予定の当社第30期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において株主提案を行う旨の2022年4月8日付の書面(以下「本株主提案書面」といいます。)を受領しておりましたが、本日開催の当社取締役会において、同株主による提案(以下「本株主提案」といいます。)に対する取締役会の意見を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

株主名 TK1 Ltd.
(以下「提案株主」といいます。)

2. 本株主提案の内容の概要および当社取締役会の意見

(1) 議題

- ① 剰余金の処分の件(「本株主提案①」)
- ② 自己株式の取得の件(「本株主提案②」)

(2) 議案の内容

別紙「本株主提案書面」に記載のとおりです。なお、別紙「本株主提案書面」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものです。

(3) 当社取締役会の意見

取締役会としては、後述のとおり、本株主提案にいずれも反対いたします。

ア 本株主提案①に関する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案①に反対いたします。

当社をとりまく市場環境は、次々と出現する新たな発想によるサービスや情報通信技術等により多様化、複雑化し、今日の音楽業界のビジネスモデルは大きく変容しつつあります。その中で、当社は、持続的な企業価値の向上を図るため、アーティストからユーザーへ直接音楽を届けるしくみ創り等、

新たな分野への事業投資、知的財産の創出および獲得、M&A 等を機動的に実施し、これらの戦略的投資を通じて、「コンテンツの新しい流通のしくみ創り」の推進等に取り組む機会を常にうかがっております。しかしながら、大型案件を含む投資・買収案件の成約は時機によるものもあり、また、新たなサービスへの事業投資はベンチャー投資的な要素を併せ持ち、金融機関からの資金調達には馴染みにくい側面もあるため、手許資金を機動的に活用できる状況を維持することが重要です。以上から、当社としては、戦略的投資の機会を捉えて逃さないために常に一定の手許資金を確保し、財務の柔軟性を維持することが経営戦略上重要であると考えております。

一方、当社は、株主の皆様への利益還元についても同様に重要な経営課題と認識しており、継続的に安定配当を行うという基本方針の下、1株当たり年 10 円の配当を長期にわたって実施しております。

当社としては、上記のとおり、持続的成長につながる戦略的投資のための資金確保と、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元との最適なバランスをとることが、当社の中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益の確保の観点で重要であると考えております。この点、当社の普通株式1株当たり金 300 円の配当を提案する本株主提案①は、配当金総額に換算すると、当社単体の現預金残高を超える約 38 億円の払出しを求めるものであるところ、このような水準の配当は、これまでの当社の配当方針とは全く整合しないものですし、当社の運転資本や当社グループ内の資金管理に与える影響の大きさも看過できません。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、大型イベントやライブ・コンサートは延期、中止、規模縮小を余儀なくされてきており、依然として完全な収束の見通しが立たない状況の中、厳しい経営環境が継続しております。そのような経営環境にあって、約 38 億円もの配当を行うことは、当社の持続的成長のための戦略的投資に向けた資金確保を困難とするばかりか、当社の財務の柔軟性ひいては持続的成長の基盤を著しく損なうおそれがあります。したがって、当社取締役会としては、本株主提案①に係る配当は、適切ではないと考えております。

イ 本株主提案②に関する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案②に反対いたします。

当社としては、上記本株主提案①に関する当社取締役会の意見のとおり、持続的成長につながる戦略的投資のための資金確保と、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益還元との最適なバランスをとることが、当社の中長期的な企業価値の向上および株主共同の利益の確保の観点で重要であると考えております。当社は、慎重な検討に基づき、財務の柔軟性を害しない範囲での自己株式の取得による株主の皆様への利益還元を適宜実施しており、2018 年から 2020 年にかけて合計で約 12 億円の自己株式取得を行うとともに、直近でも、2022 年5月 17 日付け「自己株式の取得および自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けに関するお知らせ」にて公表のとおり、市場取引による自己株式取得(以下「本件自己株式市場取得」といいます。)を実施することを決定しております。

しかしながら、本株主提案②は、当社の発行済株式総数の約 28%に相当する大規模な自己株式取得を提案するものであるところ、このような水準の自己株式取得を、本件自己株式市場取得に加えて実施することは、当社の資本政策として明らかに過剰であると言わざるを得ません。

当社が、今後も高い財務健全性を維持しつつ中長期的な企業価値を高めるためには、株主還元

のみならず、成長分野への投資などにも積極的な資本配分を行い、内部留保を活用していく必要があります。本株主提案②に係る自己株式取得は、とりわけ総額約 38 億円の配当を求める本株主提案①と併せて提案されていることを考慮すれば、当社をとりまく市場環境や当社の持続的成長につながる戦略的投資の必要性を考慮しない、短期的な視点に基づくものであると評価せざるを得ず、当社の中長期的な企業価値・株主の皆様利益を著しく毀損するおそれがあります。したがって、当社取締役会としては、本株主提案②に係る自己株式取得は適切ではないと考えております。

以 上

別紙「本株主提案書面」

提案する議題及び議案の内容

1. 剰余金の処分の件

会社法第 453 条及び第 454 条の規定に基づき、第 30 期の期末剰余金の株主に対する配当として、会社提案の剰余金の処分に追加して、普通株式1株当たり金 300 円を配当する。剰余金の配当が効力を生じる日を、令和4年6月 30 日とする。

2. 自己株式の取得の件

会社法第 156 条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 150 日以内に、当社普通株式を株式総数 4,000,000 株、取得価額の総額 6,000 百万円(ただし、会社法により許容される取得価額の総額(会社法第 461 条に定める「分配可能額」)が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

以 上